

那珂市小規模事業者持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、小規模事業者持続化補助金を活用し、経営計画に基づき行う販路開拓等の取り組みに対して、予算の範囲内において支援金を交付します。

交付額 最大25万円

※持続化補助金の補助対象経費から持続化補助金額を控除した後、なお残る自己負担分の2分の1以内の額とします。
1円未満の端数がある場合には、その額を切り捨てます。

交付対象要件 次のすべての要件を満たす事業者が対象です

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、持続化補助金の補助を受けたもの。
- (2) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主又は市内に本社・本店を有する中小企業者であること。
- (3) 申請時点において、市税に滞納がないこと

交付回数 1事業者につき1回限り

申請受付期間 令和3年3月31日(水)

※関係書類が期間内に準備できない場合には、事前にご相談ください。
※当日消印有効

申請書入手方法 次のいずれかの方法で入手してください

- ① 那珂市ホームページ（下記URL）からダウンロードする
URL：<https://www.city.naka.lg.jp/page/page006868.html>
- ② 那珂市役所商工観光課、那珂市商工会で受け取る

那珂市 持続化支援金 で検索

申請書類

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。申請書類は返却しません。

- ① 那珂市小規模事業者持続化支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 関係書類
 - ・ 持続化補助金の実績報告書類の写し
 - ・ 持続化補助金の補助額の確定通知書類の写し
 - ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
 - ・ 誓約書兼同意書（様式第2号）

申請方法

郵送

【提出先】〒311-0192 那珂市福田1819番地5
那珂市 産業部 商工観光課 宛て

※感染症拡大防止の観点から、3密(密閉、密集、密接)を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします。

お問合せ先

那珂市 産業部 商工観光課

☎029-298-1111（内線245） 平日 午前8時30分～午後5時15分

<その他>

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。